



インターネット 利用中に表示される 偽の警告画面に ご注意ください！

偽りのセキュリティ警告
によって有償の「ソフトウ
エア購入」や「サポート契
約」をしてしまう相談が増
えています。

事例1

パソコン使用中に突然警
告音が流れ、「ウイルスに
感染した」と英文で警告画
面が表示され、パソコンを
元に戻すためには、有償で
ソフトウエアを購入するよ
うにと案内された。一度購
入すればいいのかもしれない、
クレジットカード番号を入
力し購入した。ところが、
今年も同じ業者から代金が
引き落とされており、毎年
支払いが発生する契約だっ
たとわかった。業者に解約
を申し入れたい。

事例2

パソコンで来年の年賀状
の干支の無料画像を検索し
ていた。突然、画面に「あ
なたのセキュリティソフト
は無効」と表示された。パ
ソコンがウイルスに感染し
ては困ると思い画面を見て
いると、セキュリティソフ
トをダウンロードするよう
指示が出たので、クレジッ
トカード番号を入力した。

次に相談窓口の電話番号が
表示され、かけるように指
示された。かけると、片言
の日本語で「どうされまし
たか」と問われ、その時初
めてだまされたことに気が
ついた。

アドバイス

昨年は事例1の「パソコ
ンがウイルスに感染してい
る」等、偽の警告画面をパ
ソコンに表示させ、最終的
に有償ソフトウエアの購入
に誘導させるものが主流で
した。今年は、事例2のよ
うに、偽の警告画面からソ
フトウエア等の購入に誘導
し、さらに電話をかけさせ
、オペレーターの遠隔操
作による有償サポート契約
へ誘導する事例が増えてい
ます。事例では、電話をか
けたところで、相手の日本
語が片言だったため相談者
は気づくことができまし
た。

このような手口は、ウェ
ブサイトで広告が表示され
る仕組みを用いて、偽の警
告画面を広告として仕込む
ことにより表示させている
と考えられています。イン
ターネットでウェブサイトを
閲覧していれば誰でも遭
遇する可能性があります。
自分が普段から利用してい
るセキュリティソフトによ
る警告ではない場合、画面
の指示に安易に従わないよ
うにしてください。
判断や対応に困ったら、
消費生活相談室にご相談く
ださい。

固定資産税の 減額制度

耐震改修工事に 伴う減額

一定の要件を満たす耐震
改修工事を行った既存住宅
の翌年度分（通行障害既存
耐震不適格建築物であった
場合は、改修後2年度分）
の固定資産税（家屋分）を
申告により、2分の1（長
期優良住宅は3分の2）減
額します。

省エネ改修工事に 伴う減額

一定の要件を満たすバリ
アフリー改修工事を行った
既存住宅の翌年度分の固定
資産税（家屋分）を申告に
より、3分の1減額します。
■申告期限原則改修工事後
3か月以内

省エネ改修工事に 伴う減額

一定の要件を満たす省エ
ネ改修工事（熱損失防止改
修工事）をした住宅の翌年
度分の固定資産税（家屋
分）を申告により、3分の
1（長期優良住宅は3分の
2）減額します。
■申告期限原則改修工事後
3か月以内

長期優良住宅建築に 伴う減額

一定の要件を満たす長期
優良住宅認定を受けた新築
住宅について、申告により
5年度分（建築確認申請書

で3階建て以上の中高層耐
火、準耐火住宅と確認でき
るものは7年度分）の固定
資産税（家屋分）を減額し
ます。

申告期限新築した年の翌 年の1月31日まで

他長期優良住宅の認定につ
いては、東京都多摩建築指
導事務所建築指導第二課
（☎042-464-2154）に
お問い合わせください

共通

■申告書記布場所資産税課
（市役所第二庁舎3階）、
市ホームページ

■注意事項新築軽減など他
の減額措置と同時に適用は
できません（バリアフリー
改修工事と省エネ改修工事
は、同時に適用できます）

他要件等詳しくは問い合
わせください
■所定の申告書に必要事項
を明記し、必要書類を添え
て、資産税課家屋係（☎042
-387-9821）へ

■その他の住宅改修を
支援する制度
▽木造住宅耐震改修助成金
|| まちづくり推進課住宅係
（☎042-387-9861）
▽重度の下肢・体幹機能障
がい等がある方への住宅設
備改善支援 || 自立生活支援
課相談支援係（☎042-387-
9841）

▽自立支援のための住宅改
修 || 介護福祉課高齢福祉係
（☎042-387-9843）
▽介護保険制度の住宅改修
|| 介護福祉課介護保険係
（☎042-387-9822）

1月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係 (市役所第二 庁舎1階 ☎042-387-9818)	高齢者介護 相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
外国人相談 (English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です	高齢者向け 住宅改修相談	火曜日=小金井ひがし地域包括支 援センター 第2木曜日=小金井みなみ地域包 括支援センター 第4木曜日=小金井きた地域包括 支援センター いずれも午後1時15分～5時15分 ※電話で各地域包括支援センター へ予約してください	▷小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24 ☎042-388-8400) ▷小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25 ☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
法律相談	1月8・10・15・17・22・ 24・29・31日	午前9時 ～正午	木造住宅 耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください
税務相談	1月9・23日	いずれも午後1時30分から	シルバー人材 センター 入会相談	第1・第2木曜日 (祝日を除く) 午前10時～正午 (午前10時までに来所の方)	シルバー人材センター (貫井北町1-8-21 ☎042-383-6141)
人権・ 身の上相談	1月21日		福祉サービ ス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎8階802会議室 ☎042- 383-1225) へ予約してください
行政相談	1月17日		創業相談 店舗・事務所 物件探し相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまた は電話 (☎0422-31-2040) で予約してく ださい
相続等暮らしの 書類作成相談	1月16日	▷広報秘書課広聴係 (☎042- 387-9818) へ予約してくださ い	生活困窮者 自立相談	月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時	自立相談サポートセンター (本町5-36-17 ☎042-386-0295)
交通事故相談	1月8日	▷外国人相談は、相談日の1週 間前までに、直接または電話で 受け付け	ひきこもり 相談	第4火曜日 午前10時30分～午後1時	▷ボランティア・市民活動センター (本町5-36-17 ☎042-387-0011) ▷予約制 (1日2組まで)
女性総合相談 (夫婦・家族・ 人間関係)	1月10・11・18・25日 午後1時30分～4時30分 ※保育あり (1歳以上の未就学児。要 事前申込)	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853) へ予約し てください			
ひとり親・ 女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課 (市役所第二庁舎 3階 ☎042-387-9836)			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所 (本町6-5-3シ ャットー小金井別館3階 ☎042- 384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課 (市役所第二庁舎4階 ☎ 042-384-4999)			
労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事 務所 (国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)			